

栗山町告示第96号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和2年8月28日

栗山町長 佐々木



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

栗山地区

2. 協議の結果を取りまとめた日

令和2年8月20日

3. 当該地区における今後の中心となる経営体(担い手)の状況

栗山地区 個人270経営体 法人34経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではありません。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構や農地保有合理化事業等の権利設定事業を活用し、農地集積が円滑に進むよう検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体を主体として、農地の流動化、新規就農、第三者継承などの推進を図る。また、若手の農業者等による6次産業化の取り組みを推進する。